

奈良市公報

号外第31号 (平成27年4月後半分)

平成27年12月17日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

告示

- 一般競争入札の実施……………1
- 放置自転車等の保管……………1
- 公募型プロポーザルの実施……………2
- 奈良市議会臨時会の招集……………2
- 一般競争入札の実施……………2
- 放置自転車等の保管……………3
- 開発行為に関する工事の完了……………3
- 放置自転車等の保管……………3
- 地縁による団体の認可……………3
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………4
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定……………4
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………4
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)……………4
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出(5件)……………5
- 道路の位置指定……………6
- 差押調書等の公示送達……………6
- 奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示……………6
- 町の区域の変更……………6
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出……………7
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………7
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………7
- 都市景観形成建築物等の指定(3件)……………7
- 包括外部監査契約の締結……………8
- 放置自転車等の保管……………8
- 開発行為に関する工事の完了……………8
- 一般競争入札の実施(2件)……………8
- 放置自転車等の保管……………9
- 住民票の職権消除……………9
- 土壌汚染対策法の規定に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定……………9
- 開発行為に関する工事の完了……………9
- 放置自転車等の処分……………10
- 開発行為に関する工事の完了(2件)……………10

公平委員会

○奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………10

公営企業

○奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の休止の届出……………11
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………11

告示

奈良市告示第274号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年4月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 奈良市議場音響設備の賃貸借
- (2) 賃貸借期間 平成27年9月1日～平成32年8月31日(60カ月)

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

- (3) 機器の設置場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所内議場
- (4) 事業概要

ア 内容

議場の音響設備は、老朽化等により障害が発生し、年々発生頻度が高くなっているが、交換部品がないため、修繕できない状況となっている。このため、安定した議会運営を行えるよう、議場音響設備を調達するものである。

イ 範囲

- (ア) 機器等の調達
- (イ) 機器設置・調整作業
- (ウ) 配線作業
- (エ) 既存機器等の撤去作業
- (オ) ハードウェア・ソフトウェア保守
- (カ) 操作説明、完成図書納入

以下省略

(平成27年4月17日揭示済)

奈良市告示第275号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年4月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年4月16日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

1 公募に付する事項

項目	概要
業務名	新奈良町にぎわい構想策定業務委託
業務内容	平成4年の「ならまち賑わい構想」を経て、奈良町は伝統的な町家が連なる町並み景観が好まれ、国内の観光客のみならず外国からの観光客をお迎えする観光地として知られるようになってきている。そして、今や奈良町は世界遺産「古都奈良の文化財」のバッファゾーンとしての位置づけを脱し、奈良町自体が訪れる目的地としての対象として確立している。 奈良町には、古くからの町並みを残す町が共通して有する課題も見られるが、それを打破するに足る豊かな地域資源を有しており、これからの100年を見据えた奈良のにぎわいを推進していく上で重要な区域である。このため内在する課題解決とともに、一層のにぎわいを創出することを目的として「新奈良町にぎわい構想」を策定する。
委託期間	契約日から平成27年8月31日まで
業務場所	奈良市歴史的風致維持向上計画で定める重点区域のうち奈良公園を除く区域
契約形式	業務委託契約
委託予定金額	2,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

以下省略

(平成27年4月20日揭示済)

奈良市告示第277号

次に掲げる事件を付議するため、平成27年4月27日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集します。

平成27年4月20日

奈良市長 仲川元庸
記

1. 市長専決処分の報告について
2. 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて
3. 奈良市介護保険条例の一部改正について
4. 工事請負契約の締結について

(平成27年4月20日揭示済)

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成27年4月17日揭示済)

奈良市告示第276号

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年4月20日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第278号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年4月20日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	修学旅行誘致業務委託
業務内容	別添の仕様書に記載のとおり
委託期間	契約締結の日から平成28年3月31日まで
契約形式	委託契約

以下省略

(平成27年4月20日揭示済)

奈良市告示第279号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年4月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年4月17日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年4月20日揭示済)

奈良市告示第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年4月20日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成26年10月1日 奈良市指令都整開 第14A-21号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年4月20日 第1460号

公共施設 平成27年4月20日 第687号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大倭町67番、68番、69番、70番、71番、75番1、75番3、77番、78番、79番1及び5532番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大倭町5番27号

社会福祉法人 大倭安宿苑 理事長 矢追 美壽紀

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市大倭町67番の一部及び79番1の一部

(2) 調整池

奈良市大倭町79番1の一部

(3) 防火水槽

奈良市大倭町77番の一部

(平成27年4月20日揭示済)

奈良市告示第281号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年4月20日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年4月21日揭示済)

奈良市告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 名称

六条緑町三丁目町自治会

2 規約に定める目的

本会は、会員の協力によって、会員相互の親睦、福利厚生、生活文化の向上を図り、よりよい地域協働社会とすることを目的とする。

3 区域

六条緑町三丁目の区域から六条緑町三丁目6番12号から19号まで及び23号並びに7番11号、12号、14号、16号を除いた区域とする。

4 事務所

奈良市六条緑町三丁目7番23号

5 代表者の氏名及び住所

漆畑 訓明

奈良市六条緑町三丁目6番5-4号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務

代行者の選任の有無 いずれもなし 7 代行者の有無 なし 8 規約に定めた解散の事由 (1) 本会は地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。 (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。 9 認可年月日 1 指定年月日 平成27年4月1日	平成27年4月21日 (平成27年4月21日揭示済) 奈良市告示第283号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。 平成27年4月21日 奈良市長 仲川元庸																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所番号</th> <th colspan="3">事業者</th> <th colspan="3">事業所</th> <th rowspan="2">サービス種類</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th>名称</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2930100629</td> <td>一般社団法人みやこいち福祉会</td> <td>630-8114</td> <td>奈良県奈良市芝辻町一丁目7番18号</td> <td>相談支援事業所とびら</td> <td>630-8141</td> <td>奈良県奈良市南京終町七丁目540-5(2F)</td> <td>計画相談支援</td> </tr> </tbody> </table>	事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	2930100629	一般社団法人みやこいち福祉会	630-8114	奈良県奈良市芝辻町一丁目7番18号	相談支援事業所とびら	630-8141	奈良県奈良市南京終町七丁目540-5(2F)	計画相談支援	(平成27年4月21日揭示済) 奈良市告示第284号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました 1 指定年月日 平成27年4月1日								
事業所番号		事業者			事業所				サービス種類																						
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所																									
2930100629	一般社団法人みやこいち福祉会	630-8114	奈良県奈良市芝辻町一丁目7番18号	相談支援事業所とびら	630-8141	奈良県奈良市南京終町七丁目540-5(2F)	計画相談支援																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所番号</th> <th colspan="3">事業者</th> <th colspan="3">事業所</th> <th rowspan="2">サービス種類</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th>名称</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2970100992</td> <td>一般社団法人みやこいち福祉会</td> <td>630-8114</td> <td>奈良県奈良市芝辻町一丁目7番18号</td> <td>相談支援事業所とびら</td> <td>630-8141</td> <td>奈良県奈良市南京終町七丁目540-5(2F)</td> <td>障害児相談支援</td> </tr> </tbody> </table>	事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	2970100992	一般社団法人みやこいち福祉会	630-8114	奈良県奈良市芝辻町一丁目7番18号	相談支援事業所とびら	630-8141	奈良県奈良市南京終町七丁目540-5(2F)	障害児相談支援	(平成27年4月21日揭示済) 奈良市告示第285号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する 1 廃止年月日 平成27年3月31日								
事業所番号		事業者			事業所				サービス種類																						
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所																									
2970100992	一般社団法人みやこいち福祉会	630-8114	奈良県奈良市芝辻町一丁目7番18号	相談支援事業所とびら	630-8141	奈良県奈良市南京終町七丁目540-5(2F)	障害児相談支援																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所番号</th> <th colspan="3">事業者</th> <th colspan="3">事業所</th> <th rowspan="2">サービス種類</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th>名称</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2910101266</td> <td>社会福祉法人メイクルタウン</td> <td>633-0065</td> <td>奈良県桜井市吉備638番地の5</td> <td>居宅介護事業所大柳生</td> <td>630-1242</td> <td>奈良県奈良市大柳生町2707番地の12</td> <td>居宅介護 重度訪問 介護 行動援護</td> </tr> <tr> <td>2910101340</td> <td>合同会社金谷</td> <td>630-8132</td> <td>奈良県奈良市大森西町23-14</td> <td>訪問介護春</td> <td>630-8132</td> <td>奈良県奈良市大森西町23-14</td> <td>居宅介護 重度訪問 介護</td> </tr> </tbody> </table>	事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	2910101266	社会福祉法人メイクルタウン	633-0065	奈良県桜井市吉備638番地の5	居宅介護事業所大柳生	630-1242	奈良県奈良市大柳生町2707番地の12	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	2910101340	合同会社金谷	630-8132	奈良県奈良市大森西町23-14	訪問介護春	630-8132	奈良県奈良市大森西町23-14	居宅介護 重度訪問 介護	(平成27年4月21日揭示済) 奈良市告示第286号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。
事業所番号		事業者			事業所				サービス種類																						
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所																									
2910101266	社会福祉法人メイクルタウン	633-0065	奈良県桜井市吉備638番地の5	居宅介護事業所大柳生	630-1242	奈良県奈良市大柳生町2707番地の12	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護																								
2910101340	合同会社金谷	630-8132	奈良県奈良市大森西町23-14	訪問介護春	630-8132	奈良県奈良市大森西町23-14	居宅介護 重度訪問 介護																								

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指定更新年月日	指定有効年月日
2910100631	特定非営利活動法人みつわ会	630-8442	奈良県奈良市北永井町372(株)奈良事務機別館106	生活介護ほっとはーと	630-8442	奈良県奈良市北永井町372(株)奈良事務機別館106	生活介護	平成27年2月1日	平成33年1月31日
2910100938	株式会社ナカムラ	630-8036	奈良県奈良市五条畑1-6-11	ケアステーション奈良	631-0804	奈良県奈良市神功4-1-8ループ神功101	居宅介護	平成27年3月1日	平成33年2月28日
2910100938	株式会社ナカムラ	630-8036	奈良県奈良市五条畑1-6-11	ケアステーション奈良	631-0804	奈良県奈良市神功4-1-8ループ神功101	重度訪問介護	平成27年3月1日	平成33年2月28日
2910100920	社会福祉法人奈良社会福祉院	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1368	働く広場・高円	630-8424	奈良県奈良市古市町1886-26	就労移行支援(一般型)	平成27年4月1日	平成33年3月31日
2910100920	社会福祉法人奈良社会福祉院	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1368	働く広場・高円	630-8424	奈良県奈良市古市町1886-26	就労継続支援(A型)	平成27年4月1日	平成33年3月31日
2910100920	社会福祉法人奈良社会福祉院	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1368	働く広場・高円	630-8424	奈良県奈良市古市町1886-26	就労継続支援(B型)	平成27年4月1日	平成33年3月31日
2910100763	有限会社ほのぼの	630-8144	奈良県奈良市東九条町206-25	訪問介護ステーションほのぼの	630-8144	奈良県奈良市東九条町125-1	行動援護	平成27年4月1日	平成33年3月31日

(平成27年4月21日揭示済)

奈良市告示第287号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により秋篠台自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月22日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中川 行雄 奈良市中山町79番地の17	田村 義隆 奈良市秋篠町1170番地の48

変更の年月日 平成26年4月6日

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	田村 義隆 奈良市秋篠町1170番地の48	相部 恭子 奈良市中山町45番地の4

変更の年月日 平成27年4月5日

(平成27年4月22日揭示済)

奈良市告示第288号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告

示します。

平成27年4月22日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市須川町2240番地	奈良市須川町189番地
代表者の氏名及び住所	岡田 善英 奈良市須川町2240番地	寺田 重量 奈良市須川町189番地

2 変更の年月日

平成27年4月1日

(平成27年4月22日揭示済)

奈良市告示第289号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により神殿栄町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月22日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	立石 篤男 奈良市神殿町265番地	立石 篤男 奈良市神殿町265番地

(代表者の重任)

- 2 変更の年月日
平成27年4月1日

(平成27年4月22日揭示済)

奈良市告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月22日

奈良市長 仲川元庸

1 代表者の変更

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	久保田 邦夫 奈良市秋篠町 1031番地の32	大浦 清 奈良市秋篠町 575番地の12

- 2 変更の年月日 平成27年4月5日
(平成27年4月22日揭示済)

奈良市告示第291号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月22日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中村 幸雄 奈良市五条西二丁目4番19号	川崎 眞弘 奈良市五条西二丁目3番12号

- 2 変更の年月日 平成27年4月5日
(平成27年4月22日揭示済)

奈良市告示第292号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年4月23日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目5番地の5 新大宮駅前北ビル502号
申請者氏名	株式会社 ならやま住建 代表取締役 五十嵐 正人
道路の位置	奈良市三松一丁目771番及び784番1の各一部
道路の幅員	最大8.00m 最小6.00m

道路の延長	17.73m
指定年月日	平成27年4月23日
指定番号	H2614号

(平成27年4月23日揭示済)

奈良市告示第293号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書謄本、同法第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年4月23日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
差押調書謄本、配当計算書
- 送達を受けるべき者
省略

(平成27年4月23日揭示済)

奈良市告示第294号

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年4月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱（平成14年奈良市告示第117号）の一部を次のように改正する。

第3条中「10.75パーセント」を「5パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成27年4月23日から施行する。
(経過措置)

- この告示による改正後の奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱第3条の規定は、同条に規定する違約金のうち平成27年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(平成27年4月23日揭示済)

奈良市告示第295号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成27年5月18日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 関係区域は別図1（変更前）及び別図2（変更後）に示すとおりです。
 - 2 別図1（変更前）の斜線で示す大森町（一部）を、別図2（変更後）のとおり大安寺七丁目に編入し、別図1（変更前）の斜線で示す大安寺七丁目（一部）を、別図2（変更後）のとおり大森町に編入します。
- 別図1及び別図2 省略

（平成27年4月24日揭示済）

奈良市告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月24日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
ゆめはんな歯科クリニック高の原	奈良県奈良市右京一丁目6-1 イオンモール高の原3F	平成27年3月31日

（平成27年4月24日揭示済）

奈良市告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年4月24日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年2月28日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護センターなにわ	奈良県奈良市押熊町1279-1 2階		
有限会社浪花企画	京都府京田辺市草内法福寺12番地の6		

（平成27年4月24日揭示済）

奈良市告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月24日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
出口 悦久		柔道整復	平成27年4月1日
フェイス整骨院 (出口 悦久)	奈良県奈良市大宮町四丁目270番地の10 ルデパール新大宮1F		
辻 佐知子		柔道整復	平成27年4月1日
フェイス整骨院 (辻 佐知子)	奈良県奈良市大宮町四丁目270番地の10 ルデパール新大宮1F		

（平成27年4月24日揭示済）

奈良市告示第299号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）第8条の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月24日

奈良市長 仲川元庸

名 称	鎮宅霊符神社
所 在 地	奈良市陰陽町6番
概 要	門：本葺き瓦（桁行2.975m） 土堀：延長 7.79m

（平成27年4月24日揭示済）

奈良市告示第300号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第14条第1項の規定により都市景観形成建築物

等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）第8条の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月24日

奈良市長 仲川元庸

名称	割烹 つるや
所在地	奈良市今御門町26番地1
概要	本二階形式、入母屋造、桁行15.12m、 梁間6.25m

（平成27年4月24日揭示済）

奈良市告示第301号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）第8条の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月24日

奈良市長 仲川元庸

名称	ギャラリー 一風
所在地	奈良市南市町3番地6
概要	本二階形式 切妻造 桁行6.895m、 梁間6.895m

（平成27年4月24日揭示済）

奈良市告示第302号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示します。

平成27年4月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成27年4月1日
 - 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。
 - 3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所
氏名 前川 英樹
住所 大阪市天王寺区上本町6丁目9番7-1402号
 - 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。
- （平成27年4月24日揭示済）

奈良市告示第303号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年4月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年4月24日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成27年4月24日揭示済）

奈良市告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年4月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成26年1月30日 奈良市指令都整開 第13A-46号
平成27年4月8日 奈良市指令都整開 第13A-46-1号
 - 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年4月24日 第1461号
 - 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中町500番1、501番1及び502番1
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市奈良阪町2532番地の3
社会福祉法人 ならやま会
理事長 足立 博
- （平成27年4月24日揭示済）

奈良市告示第305号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年4月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 奈良市本庁舎産業廃棄物処理業務委託
 - (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎
 - (3) 業務期間 平成27年6月2日から平成28年5月31日まで
 - (4) 業務概要 奈良市本庁舎産業廃棄物処理業務委託一式

以下省略

(平成27年4月27日揭示済)

奈良市告示第306号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年4月27日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 健康長寿施策推進のための基礎調査業務委託
- (2) 仕様

別紙「健康長寿施策推進のための基礎調査(奈良市データヘルス計画)業務仕様書」のとおり

- (3) 委託期間 契約締結の日から平成28年3月31日まで
- (4) 委託契約に係る期限

別紙「健康長寿施策推進のための基礎調査(奈良市データヘルス計画)業務仕様書」のとおり

- (5) 成果品の納品場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 保健福祉部 保険医療室 医療政策課

- (6) 契約条項 別紙「委託契約書(案)」のとおり

以下省略

(平成27年4月27日揭示済)

奈良市告示第307号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年4月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年4月27日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年4月27日揭示済)

奈良市告示第308号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に對

して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成27年4月27日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成27年4月27日揭示済)

奈良市告示第309号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定する。

平成27年4月28日

奈良市長 仲川元庸

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

奈良市二条大路南四丁目100番12、100番22、100番23、100番28、100番29及び100番30の各一部(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)

第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、セレン及びその化合物

(別図は省略し、その図面は奈良市環境部環境政策課に備え置いて閲覧に供する。)

(平成27年4月28日揭示済)

奈良市告示第310号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年4月30日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成26年10月23日 奈良市指令都整開 第14A-24号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年4月30日 第1462号

公共施設 平成27年4月30日 第688号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺新池町1599番5の一部及び1601番4の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町龍田北6丁目2番6号

久保 茂

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市西大寺新池町1601番4の一部

(2) 下水道

奈良市西大寺新池町1601番4の一部

(3) 消火栓

奈良市西大寺新池町1601番4の一部

(平成27年4月30日揭示済)

奈良市告示第311号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成27年4月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成27年4月30日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成26年10月3日、同月6日、同月7日、同月9日、同月16日、同月19日、同月21日、同月23日、同月28日及び同月30日

(平成27年4月30日揭示済)

奈良市告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年4月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年3月10日 奈良市指令都整開 第14A-41号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年4月30日 第1463号

公共施設 平成27年4月30日 第689号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南紀寺町二丁目170番、177番1の一部及び360番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市紀寺町559番地

松本 良一

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市南紀寺町二丁目177番1の一部

(平成27年4月30日揭示済)

奈良市告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年4月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成26年12月12日 奈良市指令都整開 第14A-29号

平成27年3月30日 奈良市指令都整開

第14A-29-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年4月30日 第1464号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市菅原町9番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺赤田町一丁目5番13号

株式会社 都ウイズテック 代表取締役 山品 文昭

(平成27年4月30日揭示済)

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月28日

奈良市公平委員会

委員長 宮脇 紀夫

奈良市公平委員会規則第1号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「保育園長」を「園長」に、「財務部財政課予算統括係長、財務調査係長及び資金調整係長」を「財務部財政課予算統括係長及び資金調整係長」に、「総務部人事課の主任」を「総務部人事課人事企画係長、人材育成係長、人事管理係長及び給与福利係長」に、「総合政策部秘書室秘書課」を「総合政策部秘書広報室秘書課」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育総務部教職員課総務係長、人事係長及び給与係長」を「教育総務部教職員課給与総務係長及び人事係長」に改め、同表教育機関等の項中「主幹」を「主幹 室長」に、「課長補佐」を「課長補佐 室長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正

後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年4月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第20号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の休止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年4月23日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社 きんぱい	代表取締役 相原 敬	大阪府大阪市大正区 三軒家東三丁目10番 12号	平成27年 3月31日

(平成27年4月23日揭示済)

奈良市企業局告示第21号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年4月23日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
三協設備 株式会社	代表取締役 森本 慶	奈良県大和郡山市柳 町556 ヴィルヌー ブ大和郡山502号	平成27年 4月22日

(平成27年4月23日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。